

10月から●●●●●●●●●● 上下水道料金が 新しくなります。

水道及び下水道事業の運営は、地方公営企業法という法律により、「独立採算制」を基本に、皆さまからの料金収入でまかなわれています。

この度の料金改定については、本年3月の定例町議会において原案可決し、本年9月からの施行となり、10月検針より反映いたしますことしております。

合併後、これまで旧町の料金体系を引き継ぎ運営して参りましたが、決算状況等を基に試算を繰り返し、「公正」「公平」な用途・料金の統一を図ったものでありますので町民の皆さまには、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。



新しい水道料金

用 途	基本料金		超過料金	
	使用水量	料 金	使用水量	料 金
一般用	10m ³	1,550円	1 m ³	160円
営業・団体用	15m ³	1,700円	1 m ³	160円
営農用	25m ³	1,700円	1 m ³	70円
工場用	80m ³	6,500円	1 m ³	110円
浴場用	100m ³	6,000円	1 m ³	60円
船舶用	漁船給水	1 隻 1 回	総重量20t未満	600円
			総重量20t以上	1,100円
	船舶給水		1 m ³	200円

主な改正点は？

◆各区の料金を統一しました。

これまで旧町の料金を引き継いでいましたが、「公正」「公平」となるよう料金を統一しました。

◆一般用の基本水量を10 m³に統一しました。

これまで瀬棚区、大成区の基本水量については8 m³。北檜山区については10 m³でしたが、これを10 m³に統一しました。

◆瀬棚区、大成区のメーター貸付料が無くなります。

これまで瀬棚区、大成区の水道料金については、基本料金の他にメーター貸付料がありました。これを廃止し、基本料金に含めました。

◆北檜山区の老人に対する料金の軽減が無くなります。

これまで北檜山区については、70歳以上の単身又は夫婦世帯に限り、基本料金及び超過料金の軽減をしていましたが、これを廃止しました。

これまでの水道料金

【北檜山区】 計量料金表

区 分	水 量	料 金
一般用	基本料金	10m ³ 1,550円
	超過料金	1 m ³ 160円
営農用	基本料金	25m ³ 1,700円
	超過料金	1 m ³ 70円
浴場用	基本料金	100m ³ 5,980円
	超過料金	1 m ³ 60円

【瀬棚区】 計量料金表

区 分	水 量	料 金
一般用	基本料金	8 m ³ 1,000円
	超過料金	1 m ³ 140円
営業用	基本料金	15m ³ 1,700円
	超過料金	1 m ³ 140円
団体用	基本料金	15m ³ 2,000円
	超過料金	1 m ³ 140円
営農用	基本料金	15m ³ 1,400円
	超過料金	200m ³ まで 30円 200m ³ 以上 40円
浴場・製氷・ 冷凍業・ 工場用	基本料金	80m ³ 6,500円
	超過料金	3,000m ³ まで 110円
		3,000m ³ 超え 100円
		5,000m ³ まで 80円 5,000m ³ 以上
動力・工事用	1 m ³	400円
共用栓	基本料金	8 m ³ 800円
	超過料金	1 m ³ 140円

漁船給水・船舶給水

区 分	用 途	料 金
漁船給水 定額料金	1 隻 1 月まで	800円
	1 隻 1 月以上 6 月まで	600円
	1 隻 6 月以上	400円
漁船給水 臨時料金 1 隻 1 回	5 t未満	400円
	5 t以上20t未満	600円
	20t以上40t未満	1,000円
	40t以上60t未満	1,400円
	60t以上	2,000円
船舶給水	漁船以外の船舶 1 t	200円

※ 漁船給水：20以上本表5割増
臨時給水：午後7時から翌朝5時まで本表5割増

メーター貸付料

区 分	料 金
φ 13	280円
φ 20	350円
φ 25	420円
φ 30	500円
φ 40	560円

老人世帯に対する水道料金

区 分	水 量	料 金
一般用	基本料金	10m ³ 1,400円
	超過料金	1 m ³ 140円

【大成区】 計量料金表

区 分	水 量	料 金
一般用	基本料金	8 m ³ 1,050円
	超過料金	1 m ³ 100円
営業用	基本料金	25m ³ 2,620円
	超過料金	1 m ³ 90円
工場用	基本料金	50m ³ 4,200円
	超過料金	1 m ³ 90円
浴場用	基本料金	100m ³ 5,980円
	超過料金	1 m ³ 60円
臨時用	1 m ³	310円

定額料金表

区 分	水 量	料 金
一般定額用	—	940円
学校定額用	—	6,300円
船舶給水	—	16,800円

※ 一般：花歌・富磯・宮野旭・宮野峠下・平浜・
砂貝取瀬・中貝取瀬・下宮野

※ 学校：平田内小学校

※ 船舶給水：久遠・上浦漁港

メーター貸付料

区 分	料 金
φ 13	420円
φ 20	520円
φ 25	630円
φ 40	1,260円
φ 50	3,150円

◆用途変更となる使用者には、
別途通知します。

◆高くなる？安くなる？
各区ばらつきのある料金を統一したため、使用水量によつてはこれまでの料金より高くなる場合と安くなる場合があります。

◆使用目的別に用途を
水道は6区分、
下水道は4区分設けました。
これまでの各区の料金体系を基
に使用目的に合った用途を設けま
した。

新しい下水道料金

用 途	基本料金		超過料金	
	使用水量	料 金	使用水量	料 金
一般用	10m ³	1,550円	1 m ³	160円
営業・団体用	15m ³	1,700円	1 m ³	160円
工場用	80m ³	6,500円	1 m ³	110円
浴場用	100m ³	6,000円	1 m ³	60円



これまでの下水道料金

【北檜山区】 計量料金表

区 分	水 量	料 金
一般用	基本料金	10m ³ 1,550円
	超過料金	1 m ³ 160円
浴場用	基本料金	100m ³ 5,980円
	超過料金	1 m ³ 60円

【瀬棚区】 計量料金表

区 分	水 量	料 金
一般用	基本料金	8 m ³ 1,000円
	超過料金	1 m ³ 140円
浴場用	基本料金	100m ³ 5,980円
	超過料金	1 m ³ 60円

老人世帯に対する下水道料金

区 分	水 量	料 金
一般用	基本料金	10m ³ 1,400円
	超過料金	1 m ³ 140円

【大成区】 計量料金表

区 分	水 量	料 金
一般用	基本料金	8 m ³ 1,050円
	超過料金	1 m ³ 100円
営業用	基本料金	25m ³ 2,620円
	超過料金	1 m ³ 90円
工場用	基本料金	50m ³ 4,200円
	超過料金	1 m ³ 90円

用途区分

一 般 用	・ 飲用及び生活用水に使用する場合に適用
営業・団体用	・ 営業用 食品の製造・加工、旅館、飲食業、クリーニング、理美容業、旅客業、 医院など営業のために使用する場合に適用 ・ 団体用 学校、病院、特別養護老人ホームに使用する場合に適用
営 農 用	・ 畑作灌漑用水及び農機具の洗浄や家畜用水に使用する場合に適用
工 場 用	・ 水産加工場や製氷工場及び生コン・コンクリート製品製造に使用する場合に適用
浴 場 用	・ 銭湯や浴場用に使用する場合に適用
船 舶 用	・ 船舶（漁船を含む）用に使用する場合に適用

上下水道に関するお問い合わせは

- せたな町役場建設水道課 上下水道係 ☎0137-84-5111
- 大成総合支所産業建設課 上下水道係 ☎01398-4-5511
- 瀬棚総合支所産業建設課 上下水道係 ☎0137-87-3311

一般用は、このように変わります。

(例)月12m³使用した場合

北檜山区

旧料金(老人に対する料金:一般用)

$$\text{使用水量} \quad \text{基本水量} \quad \text{超過水量} \\ 12 \text{ m}^3 - 10 \text{ m}^3 = 2 \text{ m}^3$$

超過料金の計算

$$140 \text{ 円} \times 2 \text{ m}^3 = 280 \text{ 円}$$

$$\text{基本料金} \quad \text{超過料金} \\ 1,400 \text{ 円} + 280 \text{ 円} = 1,680 \text{ 円}$$

新料金(一般用)

$$\text{使用水量} \quad \text{基本水量} \quad \text{超過水量} \\ 12 \text{ m}^3 - 10 \text{ m}^3 = 2 \text{ m}^3$$

超過料金の計算

$$160 \text{ 円} \times 2 \text{ m}^3 = 320 \text{ 円}$$

$$\text{基本料金} \quad \text{超過料金} \\ 1,550 \text{ 円} + 320 \text{ 円} = 1,870 \text{ 円}$$

瀬棚区

旧料金(一般用:メーター口径φ13)

$$\text{使用水量} \quad \text{基本水量} \quad \text{超過水量} \\ 12 \text{ m}^3 - 8 \text{ m}^3 = 4 \text{ m}^3$$

超過料金の計算

$$140 \text{ 円} \times 4 \text{ m}^3 = 560 \text{ 円}$$

$$\text{基本料金} \quad \text{メーター貸付料} \quad \text{超過料金} \\ 1,000 \text{ 円} + 280 \text{ 円} + 560 \text{ 円} = 1,840 \text{ 円}$$

大成区

旧料金(一般用:メーター口径φ13)

$$\text{使用水量} \quad \text{基本水量} \quad \text{超過水量} \\ 12 \text{ m}^3 - 8 \text{ m}^3 = 4 \text{ m}^3$$

超過料金の計算

$$100 \text{ 円} \times 4 \text{ m}^3 = 400 \text{ 円}$$

$$\text{基本料金} \quad \text{メーター貸付料} \quad \text{超過料金} \\ 1,050 \text{ 円} + 420 \text{ 円} + 400 \text{ 円} = 1,870 \text{ 円}$$

実際にお使いの水量で計算してみてください。

旧料金

$$\text{使用水量} \quad \text{基本水量} \quad \text{超過水量} \\ \text{ } \text{ m}^3 - \text{ } \text{ m}^3 = \text{ } \text{ m}^3$$

超過料金の計算

$$\text{ } \text{ 円} \times \text{ } \text{ m}^3 = \text{ } \text{ 円}$$

$$\text{基本料金} \quad \text{メーター貸付料} \quad \text{超過料金} \\ \text{ } \text{ 円} + \text{ } \text{ 円} + \text{ } \text{ 円} = \text{ } \text{ 円}$$

新料金(一般用)

$$\text{使用水量} \quad \text{基本水量} \quad \text{超過水量} \\ \text{ } \text{ m}^3 - 10 \text{ m}^3 = \text{ } \text{ m}^3$$

超過料金の計算

$$160 \text{ 円} \times \text{ } \text{ m}^3 = \text{ } \text{ 円}$$

$$\text{基本料金} \quad \text{超過料金} \\ 1,550 \text{ 円} + \text{ } \text{ 円} = \text{ } \text{ 円}$$

一般用 使用水量別料金比較
(瀬棚、大成φ13のメーター料含む)

区	使用水量	旧料金	新料金	増減
北檜山区		1,550		0
瀬棚区	8m ³	1,280	1,550	270
大成区		1,470		80
北檜山区		1,550		0
瀬棚区	9m ³	1,420	1,550	130
大成区		1,570		△ 20
北檜山区		1,550		0
瀬棚区	10m ³	1,560	1,550	△ 10
大成区		1,670		△ 120
北檜山区		1,710		0
瀬棚区	11m ³	1,700	1,710	10
大成区		1,770		△ 60
北檜山区		1,870		0
瀬棚区	12m ³	1,840	1,870	30
大成区		1,870		0
北檜山区		2,350		0
瀬棚区	15m ³	2,260	2,350	90
大成区		2,170		180
北檜山区		3,150		0
瀬棚区	20m ³	2,960	3,150	190
大成区		2,670		480
北檜山区		3,950		0
瀬棚区	25m ³	3,660	3,950	290
大成区		3,170		780